

「知的財産推進計画2026」に 向けた検討について

令和8年2月
知的財産戦略推進事務局

「知的財産推進計画2026」の策定に向けた意見募集の結果概要

- 意見募集期間：令和7年12月1日（月）～令和8年1月7日（水）
- 募集テーマ：「知的財産推進計画2026」の策定に向けた意見募集（「知的財産推進計画2025」について見直すべき点や、「知的財産推進計画2026」に新たに盛り込むべき政策事項等について）
- 意見提出件数：901件（うち、法人・団体からの提出件数：174件）

※ 意見を提出した法人・団体数は44法人・団体、個人数は470名（事務局において集計）

A. 知的財産の創造	17件	C. 知的財産の活用	12件
(A1) 知財・無形資産への投資による価値創造	19件	(C1) 産学連携による社会実装の推進	4件
(A2) AIと知的財産権	408件	(C2) スタートアップ支援	6件
(A3) 創造人材の強化・ダイバーシティの実現	28件	(C3) 新たな国際標準戦略	20件
B. 知的財産の保護	38件	(C4) データ流通・利活用環境の整備	13件
(B1) 技術流出の防止	13件	E. 新たなクールジャパン戦略のフォローアップ	20件
(B2) 海賊版・模倣品対策の強化	70件	(E1) 新たなクールジャパン戦略の実装	21件
(B3) 産業財産権制度・運用の強化	18件	(E2) コンテンツ戦略	83件
(B4) 地域における知財保護	10件	F. その他	101件

提出された意見の内訳

- ※ 同じ者が2件以上意見提出したものは、それぞれ1件としてカウントした
- ※ 意見提出者が申告した「意見の分野」に基づき分類した

-
- 1. 知財・無形資産への投資促進による価値創造**
 2. AI・デジタル時代の知的財産制度の構築
 3. 新たな国際標準戦略・ルール形成の促進
 4. クールジャパン戦略の展開
 5. コンテンツ戦略の推進
 6. 本日まで議論いただきたいこと

第1回構想委員会での主な御指摘事項

【知財・無形資産による価値創造を、経営会議のアジェンダとする】

- 中小企業のみならず、大企業に関しても、無形資産の時価総額割合を高めていくことを、経営トップのアジェンダとして認識してもらい、各社に手を打ってもらうことが重要。
- 知財戦略支援人材の不足に対し、CIPOなど専門人材をしっかりと配置すること、知財を含む非財務資本の価値を明確にしていくことが重要。 これらを包括支援パッケージとして、知財経営の理解・実践、人材育成、専門家人材の流動性向上など、今期も継続してしっかりと議論していただきたい。

【経営層が理解できる共通言語、可視化の整備】

- 知財の重要性について経営層が理解できる言葉で説明できていない。 その根底には、共通言語の不足がある。
- 経営者や投資家にとって、知財の価値を測る物差しが存在しないため、どの知財が競争力や事業にどう貢献しているかが伝わっていない。
- 例えば、企業の利益への貢献や、競合との差別化への寄与などを表現できる、事業貢献度を測る指標が必要。 このような指標により、知財の重要性が伝わり、投資家にも理解される。
- 知財の価値はM&Aの買収価格やのれんにも影響するが、企業活動の中で明確にされていないことが多い。 知財の価値を明確にし、企業が価値を実感できるようにすることが有効。
- 技術的な質や市場性などから絶対的な価値を測る指標もあるが、企業内部で知財がどれだけ役立っているか、事業貢献度を測る相対的な指標が望まれる。
- 日本企業の中で、数値化・情報発信に成功しているモデルケースをみつけ、広く産業界に浸透させていくことが望ましい。

【紛争解決】

- 特許訴訟の減少について、企業にアンケート等を実施することで分析ができないのか。 経営戦略の中に知財の専門家が入っていないために特許を活用できていない可能性がある。
- 日本の裁判所における知財調停に対する海外企業の関心が高まっている。

知財計画2026に向けた意見募集で提出された主な意見①

【知財・無形資産投資】

- 経営者（CEO）が参画する「知財・無形資産経営コンソーシアム（仮称）」を設立・運営してほしい。
- 「生成AI・半導体」、「量子コンピュータ」等、17の戦略分野や、6つの国家戦略技術に対して、投資に先立ち、かつ実行段階でも継続的に、官民が連携してIPランドスケープを実施し、これらの対応を行うことを計画化してほしい。
- 経営と知財を結びつけ価値創造を設計できる「知財戦略人材」の育成を強化してほしい。その際、民間団体等が実施する実践的な研修や資格認定制度と連携し、支援してほしい。
- 「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」を改訂し、知財・無形資産の投資活用を明確な「経営者のアジェンダ」として明記してほしい。
- 2025年4月より開始されたイノベーション拠点税制について、現在の対象範囲（特許権等の譲渡・ライセンス所得）を、諸外国と同様に、特許権等を組み込んだ製品・サービスから生じる所得まで対象を拡充してほしい。
- 国内又は海外のいずれの研究開発活動を活性化させるべきか、研究開発の原資をどう最適配分するかは、業種や企業によって様々であることを前提に施策を立案してほしい。
- 知財情報の開示内容について、その導入部分などの一部を具体的に標準化することも一考の余地がある。商業的な制約のないオープンなツールの開発と公開も含め、誰もが適切な企業の知財情報を作成でき、それを世の中で広く共有できる公開情報として開示できる環境の構築をお願いしたい。
- 知財・無形資産ガバナンスガイドラインの考え方を更に普及・浸透を図る方策を検討するに際しては、経営層への浸透手段を含めた具体的な推進策の検討も併せて進めていただきたい。
- 表彰対象の選定や、表彰制度による好事例の周知の際は、業界毎の事業環境や投資すべき知財・無形資産の違いについても十分に考慮し、選定結果が画一的にならないようにもお願いしたい。特に、出来るだけ多くの業界及び企業規模毎に好事例をそれぞれ表彰し、公表いただけると有難い。

知財計画2026に向けた意見募集で提出された主な意見②

【国等が支援する研究開発プロジェクト（国プロ）】

- 17の戦略分野や6つの国家戦略技術に関しては、日本以外の出願が高水準にある。先行特許により事業が阻まれるリスクが想定されるため、日本の政府や企業がこれら戦略分野に投資を行うに際しては、IPランドスケープを実行し、その投資テーマの探索や特許侵害リスク対策などを、官民が協働で実行することが実務上不可欠である。

【紛争解決】

- ADRの活用について、そもそものADR自体の存在と優位性についての周知啓発活動の取組の強化を要望する。ADRは訴訟に比較して低コスト、短期での紛争解決が可能であり、双方の合意のもと決着されるため、その利便性は非常に高い。しかし、現状は訴訟に比較して、多くの企業においてADRの存在自体の認知がなく、ましてやその優位性については認知されていないことが多い。

知財投資・活用戦略の有効な開示およびガバナンスに関する検討会

- 成長投資が求められる現在、経営戦略として知財・無形資産をCEOが自ら語る事が重要であることを訴求すべく、下記対応の具体化を進めている。

対応① 知財・無形資産の価値を伝える原則の提示

(経営層に、知財・無形資産の価値の本質を伝える)

対応② 知財・無形資産ガバナンスガイドラインの改訂

(経営層に、先進的事例とその効果、不作為のリスク、無形資産活用の客観的データを伝える)

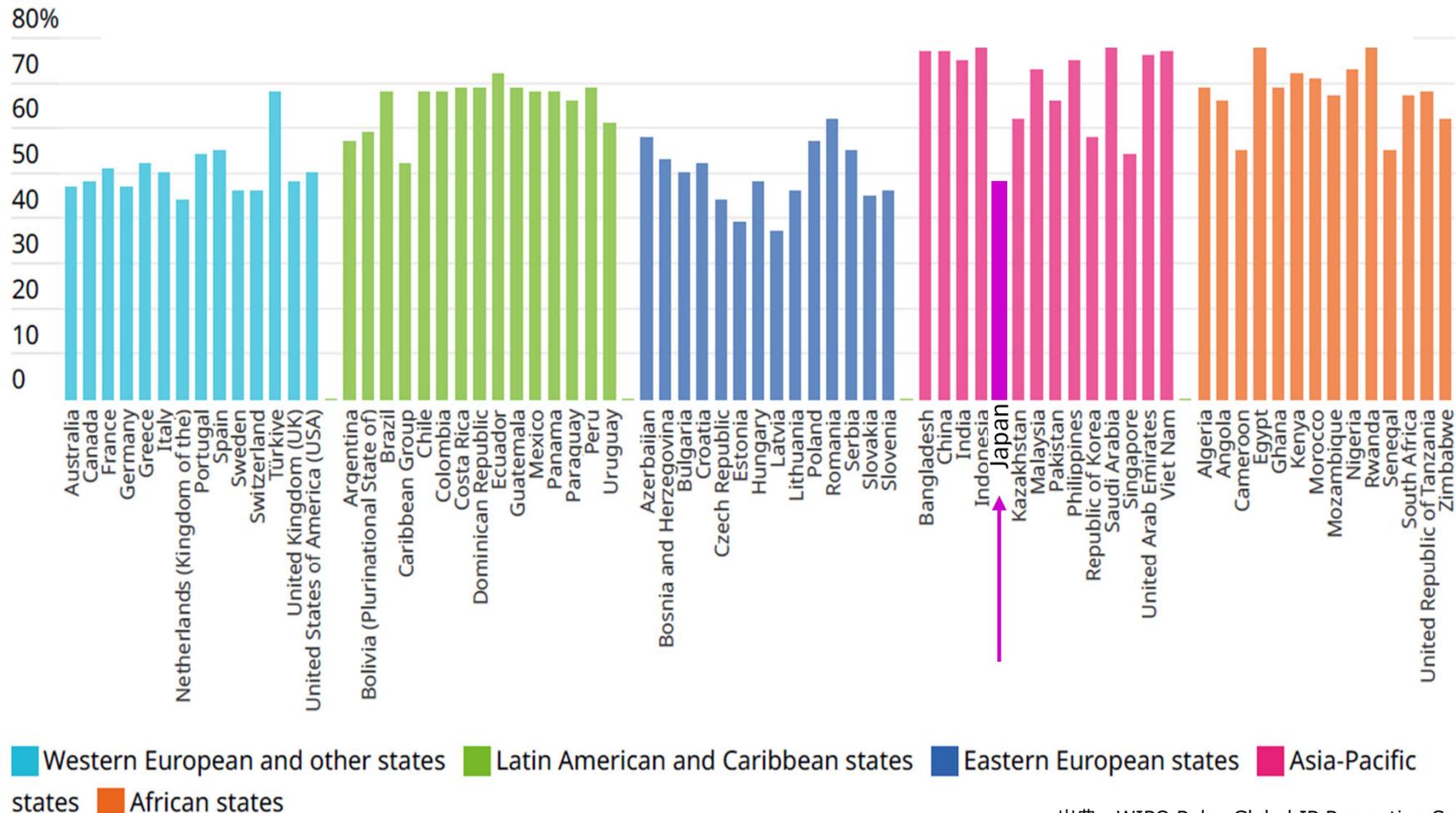
- 第27回検討会（令和8年1月30日開催）では、知財・無形資産ガバナンスガイドラインの経営層への浸透のボトルネックとその解消策について議論した。

【第27回検討会での主な意見】

- 日本企業では、「こだわり」、「つながり」、「すり合わせ」や、秘伝のたれの継承という現場に強みが残る一方、経営陣による戦略的活用が不十分。そのギャップへの対応が重要ではないか。
- 「強みがどのように形成されるか」という根本プロセスは重要である。暗黙知ベースで共感が高まり、強みが蓄積されるケースが、日本企業には多くある。一方、海外企業は、意図的・戦略的に、形式知ベースで、ビジョン・価値観を共有し、目指すアウトカムを明確化する。「他社が模倣できない強み」を育て、組織的に強化しており、投資家にも評価されている。
- 「知財・無形資産への成長投資の具体的な中身は何か」という点は経営者にとって重要。明確に言語化し、投資先や投資の構造を具体的に示すことで、経営層は初めて納得し行動する。
- 無形資産を事業に結びつけるには、技術・市場・財務を統合的に理解し翻訳する力、因果パスを描く力、事業全体を俯瞰し提案する力、組織を動かす力を備えた人材育成が必要。
- ガイドライン改訂にあたっては、知財推進計画2026、経済産業省のオープン&クローズ戦略事例集、人的資本可視化指針等との接続や関係性を意識し、統合的なアプローチを採ることが重要。
- 事業環境の変化を前提とする必要がある。特に製造業では「モノ」だけでは売れず、顧客の困りごとを解決するソリューションビジネスやプラットフォーム事業が必須。

(参考) WIPOによる各国の知財意識調査

- WIPO（世界知的所有権機関）は、2025年11月13日に、知的財産意識に関する国際的調査であるWIPO Pulse 2025（74カ国の35,500人からの回答に基づいた調査・分析結果）を公表。
- 知的財産権の経済的利益に関する意識について、日本は74か国中64位、アジア太平洋地域14か国中最下位。
- このような知財意識の低さが、知財・無形資産投資が進まない一因となっている可能性がある。

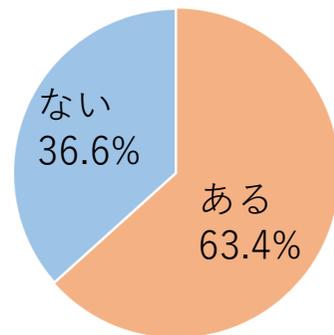


国内の特許権侵害に関する実態（国内アンケート調査）

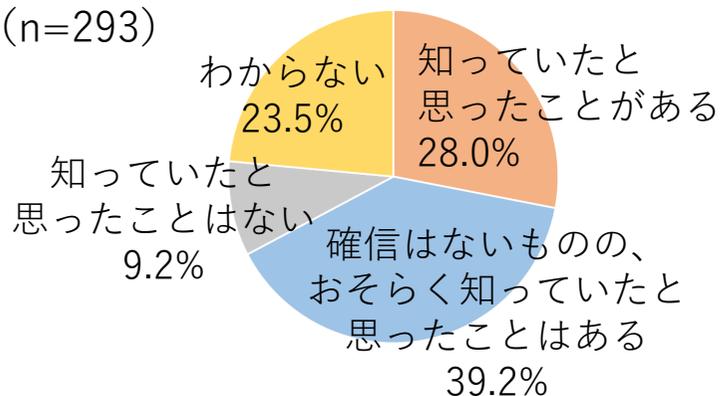
- 多くの日本企業が自社の特許権が侵害されたと感じた経験はあるが、侵害者と疑われる者への対抗手段を断念するケースがある。
- 対抗手段を断念する理由として、「コストに比して得られる損害賠償額が小さい」、「自社のリソースを割くのが難しい」等の回答が多い。

➡ **知財・無形資産経営**の浸透により「自社のリソースを割くのが難しい」状況の改善を目指す。

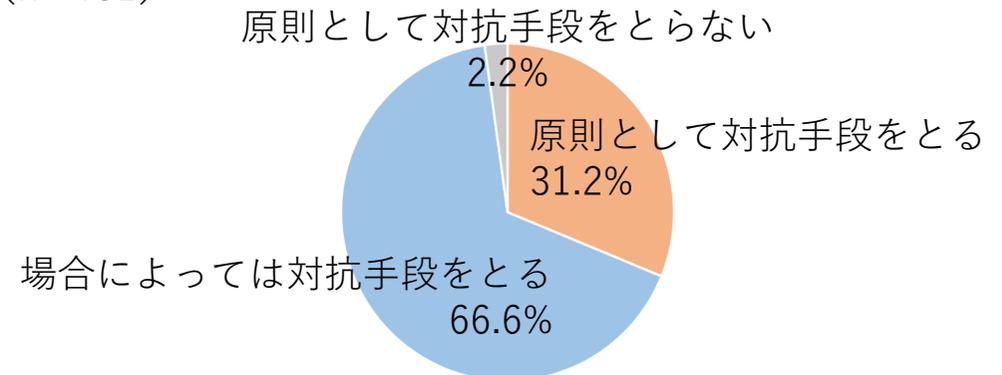
貴社の特許権が侵害されている（可能性がある場合も含む）と感じた経験はありますか。
(n=462)



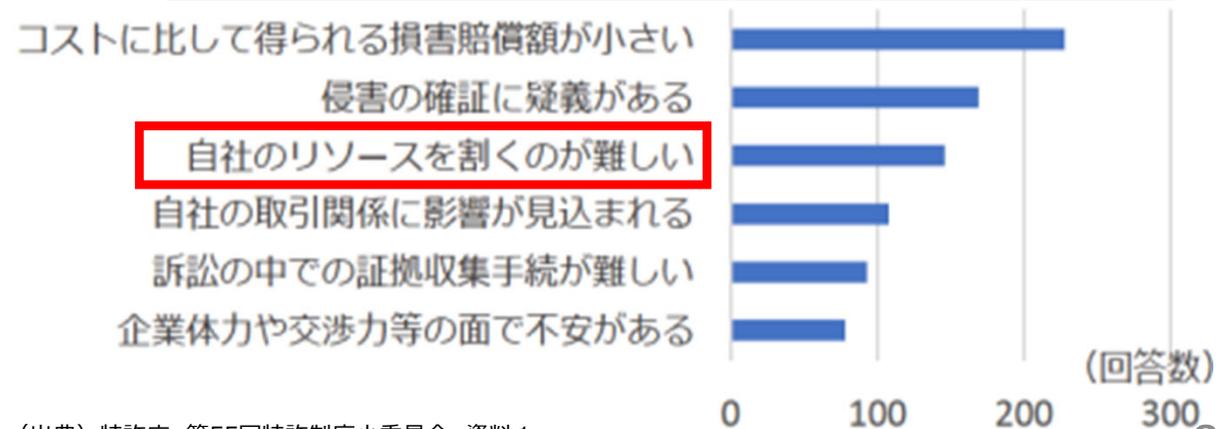
貴社の特許権が侵害されていると感じた時に、被疑侵害者は貴社の特許権の存在を既に知っていた（特許権の存在を知った上でなお侵害していた）と思ったことはありますか。
(n=293)



貴社の特許権が侵害されている場合、侵害者と疑われる者への対抗手段（交渉、警告、訴訟等）をとりますか。
(n=461)



【対抗手段を断念する理由（複数回答可、上位6位）】

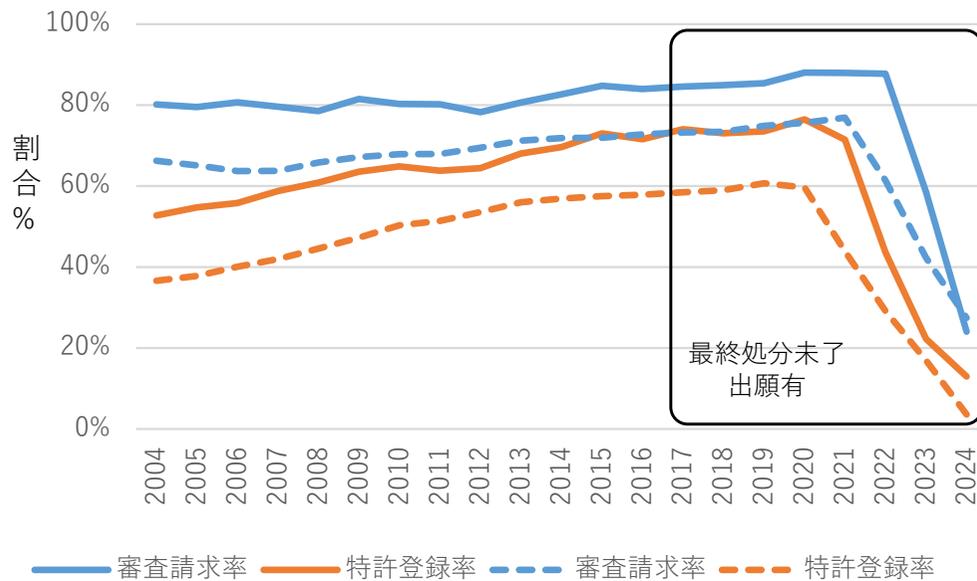


国等が支援する研究開発プロジェクトにおける知財マネジメント

- 国等の委託による研究開発成果として受託者に帰属させた特許出願は、全出願と比較して、審査請求率や特許査定率が10%程度高い。
- 国等の委託による研究開発成果として受託者に帰属させた特許出願において新規性喪失の例外を申請している割合が高い。
- 新規性喪失の例外の頻繁な使用が、不十分な知財マネジメントに起因し、海外での権利取得等の障害となっている可能性がある。

(注) 新規性喪失の例外の対象は各国で異なり、例えば自ら学術論文に投稿した発明を対象としていない国もある。

国等の委託による研究開発成果として 受託者に帰属させた特許出願の 審査請求率と特許登録率

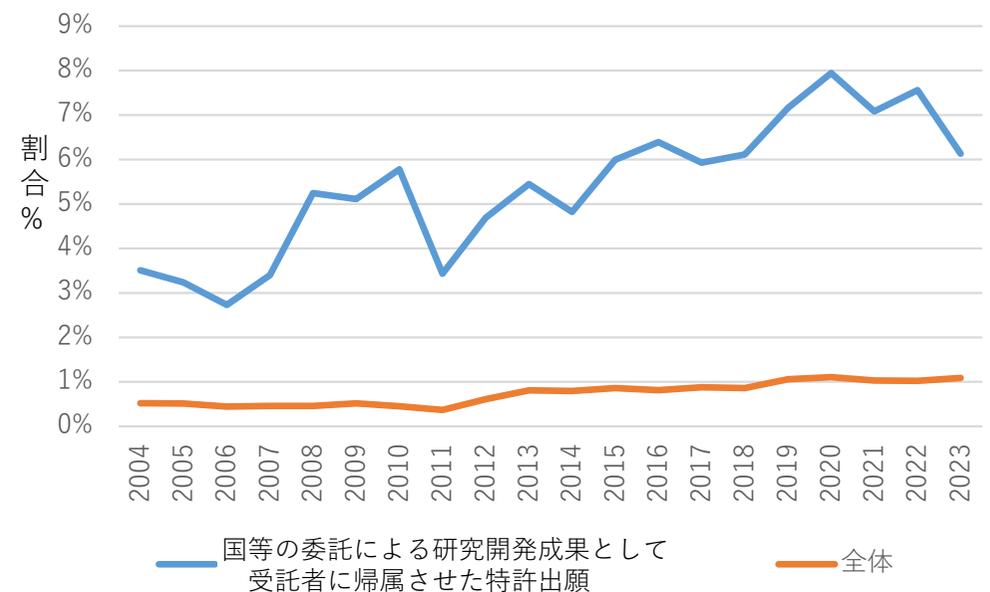


国等の委託による研究開発成果として
受託者に帰属させた特許出願

全体 (特許庁行政年次報告)

(出典) 知的財産戦略推進事務局調べ

新規性喪失の例外規定適用を申請した 特許出願の割合



国等の委託による研究開発成果として
受託者に帰属させた特許出願

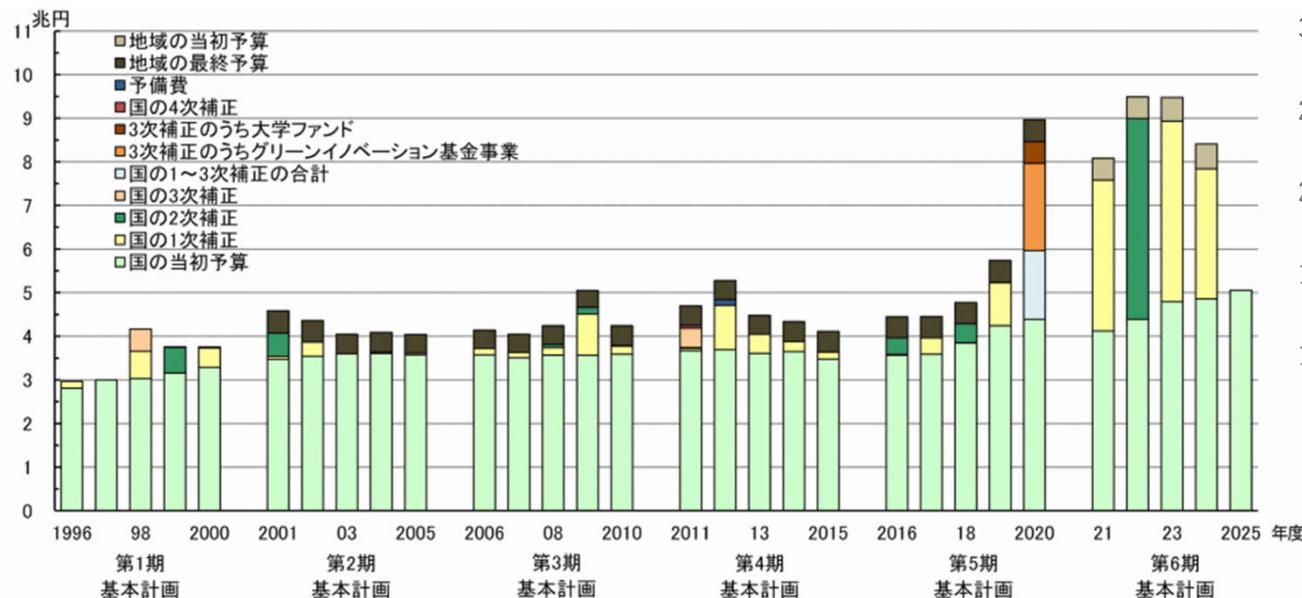
全体

(出典) 知的財産戦略推進事務局調べ

科学技術予算と国等の委託による研究開発成果として受託者に帰属させた特許出願

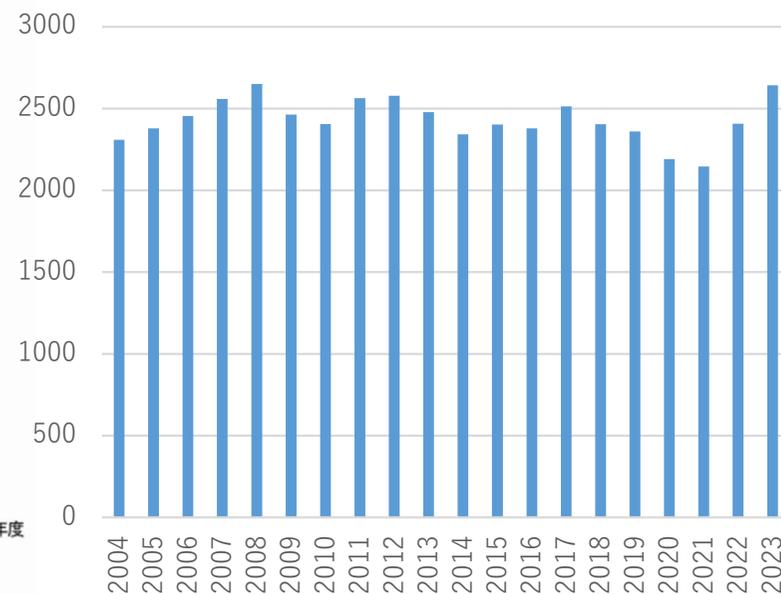
- 政府の科学技術予算は長期的に横ばいであったが、2017年以降は増加傾向。
- 国等の委託による研究開発成果として受託者に帰属させた特許出願は、2021年以降は増加傾向。
- 国プロ由来の研究開発成果を適切な特許出願に繋げていくことが重要ではないか。

基本計画のもとでの科学技術関係予算の推移



(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所、「科学技術指標2025」

国等の委託による研究開発成果として受託者に帰属させた特許出願数



(出典) 知的財産戦略推進事務局調べ

- ※ 予算額に対する執行率は100%ではないことに留意。
- ※ 研究開発は投資してから成果が出るまでに一定の期間を要することに留意。
- ※ 国等の委託による研究開発成果として受託者に知財を帰属させる制度は委託事業のみが対象で、補助事業等は対象にならない。
- ※ 国等の委託による研究開発成果として受託者に知財を帰属させる制度は原則として全ての委託研究開発予算に適用される。

-
1. 知財・無形資産への投資促進による価値創造
 2. **AI・デジタル時代の知的財産制度の構築**
 3. 新たな国際標準戦略・ルール形成の促進
 4. クールジャパン戦略の展開
 5. コンテンツ戦略の推進
 6. 本日まで議論いただきたいこと

第1回構想委員会での主な御指摘事項

【AIと知的財産権】

- 「AIを使わないことが最大のリスク」という観点は、あらためて強調しておくべき。
- 生成AIで権利侵害コンテンツが爆発的に生まれてくるが、プラットフォームやAI事業者への要請だけでは効果が薄く、他方で個別企業が民事・刑事の対応を行うのは困難であることから、後押しが必要。
- 日本はAI学習のしやすい法律になっているが、もう少しめり張りのある形で整理していくことが必要ではないか。
- 日本では多く人がAIの利用規約を理解せずに使っており、消費者保護の観点から、入力データが学習に利用されることがあるのか等に関する手引きの整備をサービス事業者に義務付けるべきではないか。
- AI利用発明に係る発明者適格性については、これまでの判例で確立している考え方に基づいて判断すべき。また、発明該当性等については、審査の遅延が生じないよう、現在の審査実務を考慮した判断を行うべき。

【DX対応】

- ネットワーク関連発明に関する考え方の整理とその外部発信が必要。
- 外国のSEP権利者が、日本の中小企業に対しライセンス付与の申し出にあわせて技術開示を求める事例が散見される。不用意な対応は、経済安全保障上問題となり得る。

【AIと知的財産権について】

- AIの活用面が権利者保護に比べて優先して論じられている印象がある。
- 著作権法について、「学習段階であれば、既存コンテンツに酷似する映像を出力するようなモデルであっても許容される」といった誤った解釈がされることがあるのではないか。
- AI事業者による学習データ開示、コンテンツ識別の透明性、信頼できるコンテンツ認証やそれらの来歴の確かさ等を明確にすることを求める。
- データ活用に関するrobots.txtなどの技術的措置を尊重する要件を導入すべき。
- 生成AIのルール整備を議論する政府会議には、様々な立場の権利者などクリエイター側の代表を正式メンバーとして加え、公平な立場で意見を聴取・議論に参加させるべき。
- 非享受目的の機械学習まで契約を事実上義務付けるような考え方がひろまれば混乱を招き、かえって利活用を阻害しかねない。
- 学習データセットの出所や帰属、ライセンスの詳細は、自明でも合理的に把握可能でもなく、AI開発者に対して、学習データセットに関するすべての著作権及び著作権者を開示することを求めるような開示提案への対応は不可能な場合がある。
- 過度な規制強化によってAI・データ主権や経済安全保障、イノベーション促進の阻害にならないか慎重な検証が必要。

【AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（案）について】

- コード案により、権利者の有する懸念を一定程度解消することができると思うが、実効性が乏しいことが懸念されることから、AI事業者が遵守するよう施策の検討や周知に努めるべき。
- この議論は、国内のAI開発者やAI提供者に広く適用される、極めて影響範囲の大きいものとなっており、過度に重い負担となることはAIの利活用を促進するAI法の理念を没却することにもなりかねないことから、ステークホルダーの意見を適切に集約し、合理的な内容のものとしていただきたい。

【AI技術の発達を踏まえた産業財産権制度上の適切な対応について】

- 日本の産業競争力強化には、企業が安心してAIを開発・利用できる環境整備が重要。AI利用発明では発明者の認定が複雑になるため、従来の「発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者」という考え方を踏まえつつ、現状に即した事例集やガイドラインの整備を求める。

1. 目的

AI基本法の趣旨を踏まえ、技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護を両立し、利用者等が安心・安全に生成AIを活用できる環境を確保できるよう、EUにおけるAI法や、コーポレートガバナンスの分野におけるスチュワードシップ・コード等の取組も参考にしつつ、生成AI事業者が取るべき透明性の確保や知的財産権の保護の原則を定める。

具体的には、コンプライ・オア・エクスプレインの手法に基づき、プリンシプル・コードで定めた原則について、実施（コンプライ）するか、しない場合はその理由を外部に説明すること（エクスプレイン）を求めるものとする。

2. 対象

以下の生成AI開発者及び提供者（総称して生成AI事業者）を対象とする。

- 1.生成AI開発者：生成AIシステムを構築し、公衆に提供している事業者
- 2.生成AI提供者：開発された生成AIシステムをアプリケーション等に組み込み、生成AIサービスとして公衆に提供している者
- 3.海外企業であっても、日本向けに生成AIシステムやサービスを提供している場合には対象とする。

3. 原則

【原則1：透明性と知的財産権保護のための概要開示】

生成AI事業者は、自社のウェブサイト等において、開示対象事項の概要を公開し、誰でも閲覧できるようにすること。

【原則2：権利侵害を主張する者からのURL等の開示要求への対応】

生成AI事業者は、訴訟等の法的手続を行う者等から、当該者のコンテンツが存在するURLを示して、当該URLが学習データとして用いられているか否か等について開示の求めがあった場合には、その者に対して、当該事項に関する回答を行うものとする。

【原則3：生成AI生成物と類似するコンテンツが存在する場合の開示】

生成AI事業者は、生成AIを用いて生成物を創出した者から、当該生成物と同一又は類似するコンテンツが存在するURLを示して、当該URLが学習データとして用いられているか否か等について開示の求めがあった場合には、その者に対して、当該事項に関する回答を行うものとする。

4. 受入れに係る手続

- ・プリンシプル・コードを受け入れる事業者は内閣府知的財産戦略推進事務局に届け出るとともに、自社のウェブサイト等でその旨を公表。
- ・内閣府において、参考となる様式や届出事業者一覧等を公表予定。

国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護

- 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、ネットワーク関連発明について、現行法を前提とした「考え方の整理」の作成・公表を行う方向で検討が進んでいる。

※ネットワーク関連発明とは、例えば、インターネット等のネットワークを介して接続された複数のコンピュータ（サーバー、クライアント端末等）の組合せによって実施することが前提とされる発明。様々な分野（検索サービス、ロボット制御、ヘルステック、自動運転、ドローン制御、自動受注・在庫管理、AR/VR、配車サービス等）でネットワーク関連発明が使われている。

「考え方の整理」の骨子（案）

<骨子案>

1. はじめに

2. 検討の前提

- (1) 特許法における関連規定
- (2) 属地主義の考え方と裁判例
- (3) ネットワーク関連発明における課題

検討の前提を整理して記載予定。

ドワンゴ対FC2事件の最高裁判決を参考に、これまでの本小委員会での議論を活用しながら、考え方を整理することを想定。

3. 属地主義を踏まえたネットワーク関連発明の考え方

(1) 前提

- ✓ ネットワーク関連発明について、その実施の態様によっては、特許発明の構成要素の一部が海外に存在したとしても、属地主義を前提としながら実質的に国内の実施と評価できる（特許権侵害が認められる。）。
- ✓ その際、特に重要な要素となり得る点として、少なくとも(2)に記載の点が挙げられる。

(2) 特に考慮されるべき重要な要素

(ア) 国内で発現している特許発明の技術的な効果

- ✓ 技術的な効果が直接的に国内で生じていることが必要と考えられる点等を記載。

(イ) 国内で特許権者に及ぶ経済的な影響

- ✓ 技術的な効果が生じていても、「特許権者に経済的な影響が国内で発現していない」という事情が認められる場合には、侵害が否定され得る。

(3) 備考

- ✓ 国内に存在する特許発明の構成要素の取扱いに関する考え方について、本小委員会での議論等を整理しつつ、更に今後国内外の情勢を注視していく必要があることを指摘。

4. おわりに

-
1. 知財・無形資産への投資促進による価値創造
 2. AI・デジタル時代の知的財産制度の構築
 - 3. 新たな国際標準戦略・ルール形成の促進**
 4. クールジャパン戦略の展開
 5. コンテンツ戦略の推進
 6. 本日まで議論いただきたいこと

第1回構想委員会での主な御指摘事項

- MOT（技術経営）の観点から、日本でもNISTのような組織あるいは能力が必要である。
- 日本はシーズオリエンテッドによる標準化が多いが、マーケットオリエンテッドも取り込むべき。
- 将来的にグローバルサウスとの協調が不可欠になるため、グローバルサウスと連携して、マーケットオリエンテッドによる標準化活動を行う必要がある。
- 国際標準戦略上、知財や経済安全保障は重要な要素であるため、技術戦略、国際標準戦略、経済安全保障戦略の検討に際しては、知財クラスターと結びつけて議論するべき。
- 国際標準を推進するにあたって、個社頼りにするのではなく、ステークホルダーごとの連携が重要。
- 国際標準化活動の推進にあたって、戦略的に、適切なタイミングで標準必須特許の取得ができるような仕組みが必要。
- 日本がどの分野に注力すべきか検討するにあたって、他国がどのような標準を取得しているのか、また標準必須特許がどのような数・分布になっているのかを見える化するべきではないか。
- 経済安全保障も国際標準戦略の一つの軸となっていることから、特定重要物資だけでなく、重要な役務の提供などについても議論があってもよいのではないか。

知財計画2026に向けた意見募集で提出された主な意見①

【産学官金の取組の強化】

- 中小企業は重要なイノベーションの源泉であるにもかかわらず、国際標準活動への参画については不利な立場にあるため、政府による支援が必要。
- 国際標準活用の普及啓発に当たっては、企業に対する様々なメリット（市場創出・リスク回避等）や国としての取組みが広く浸透し認知されるような点を含めた普及啓発をお願いしたい。
- オープン＆クローズ戦略の遂行などにおいて標準化は重要な要素である。そのため、企業のビジネス戦略に標準化の活用を組み込むことの重要性を周知いただきたい。

【標準エコシステムの強化】

- 経営戦略・事業戦略を立案するにあたり、それら戦略を成功に導くツールとして国際標準を活用して戦略検討できる／戦略助言できる人材は企業にとって重要であるものの、そのような人材が不足しているのが実情であり、育成強化をお願いしたい。
- 無償での各種標準関連情報の公開や、無償或いは極低額な教育・育成プログラムや、国による標準化教育支援など、標準化を知りたい・学びたい初心者や興味を持ちはじめた者が取り組みやすい学びの場の提供を検討、拡充いただきたい。

【国際連携の強化】

- 国際市場の創出や海外展開といった観点から、現地でのビジネスパートナーの開拓支援等のアクションも政府として行っていただきたい。

【モニタリング・フォローアップ】

- 戦略のフォローアップに際しては、各領域の時間軸はそれぞれ異なると思われるため、各戦略の時間軸を明確にして推進・フォローしていただきたい。

知財計画2026に向けた意見募集で提出された主な意見②

【標準必須特許について】

- 一般的な特許と標準必須特許では慣行が異なることから、サプライチェーン全体を含む関係者にガイドライン等の周知を行うとともに、最新の動向に応じたガイドライン等の改訂や、業界単位での議論の促進を図ることが必要。
- 標準必須特許に関して、権利者団体が構成するパテントプールのルールメイキングに実施者が団体として参画し、意見を反映させることで、公平・合理的・非差別的な条件が担保され、ライセンス環境の透明性の向上が図られることが重要。

官民連携の場の設置

- 官民連携の場として、「国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム」を設置。
- 本年1月29日、第1回総会を開催し、行動宣言を決議。

<総会構成員>

- 小野田内閣府特命担当大臣、遠藤日本経済団体連合会副会長を共同議長とし、関係省庁や団体、国研・独法からの代表者及び有識者を委員として選出

<行動宣言>

- 官民一体となって能動的に国際標準・ルール形成を推進することを宣言
- 具体的な取組として以下の事項を記載
 - ①意識改革（ルールテイカーからルールメイカーへ）
 - ②国際標準活動の事業戦略・経営戦略や知財戦略、科学技術研究との一体的推進及び人材育成
 - ③国際相互承認を始めとする柔軟な取組
 - ④A I・デジタルなどの領域横断的な国際標準化に向けた連携・協働
 - ⑤取組のフォローアップとアジャイルな見直し

第1回総会の様子



国際標準に関するシンポジウム（日経フォーラム）の開催

- 本年2月10日、産業界への国際標準に関する普及啓発の場として、内閣府・経団連・日本経済新聞の共催で、「未来を創る国際標準化・国際ルールメイキング」をテーマとした日経社会イノベーションフォーラムを開催。
- 当日は、小野田特命担当大臣、佐藤啓官房副長官、遠藤経団連副会長から挨拶をいただき、内閣府・経団連・経済産業省・総務省・入山章栄教授から講演、その後、各社・団体の取組を紹介いただき、パネルディスカッションを実施。
- イベントの様子は、今後日経紙上で広告記事として掲載、経営層への訴求を図る。



・冒頭、小野田大臣や遠藤副会長（後から佐藤副長官）のご挨拶として、国際標準・ルールを能動的に作っていくことが重要であり、そのために官民ハイレベルフォーラムを立ち上げ、官民一体となって取り組むべきといった御指摘があった。

・その後、内閣府から「新たな国際標準戦略」、経団連から自身の提言や取組、経済産業省から基準認証政策の動向、総務省からICTの国際標準化についての紹介があった。入山教授の基調講演では、国際ルールを含む非市場戦略の重要性、特にロビイングやリーガル人材、現地PRの重要性についての指摘があった。

・後半は、ダイキン、ヤマト運輸、NTT、Q-STAR、AISI、マカイラから、各社・団体の国際標準化の取組についての紹介があった。

・その後、「今日から始める国際標準活動」と銘打った、登壇者によるパネルディスカッションのセッションで、来場者への事前アンケート結果を踏まえ、国際標準化が経営にどのように貢献するのか、その経営戦略上の位置づけや、どこから手を付ければよいのか、あるいは人材不足や専門的知見の欠如といった課題にどのように対応すべきか等について、活発な意見交換が行われた。



第9回国際標準戦略部会における議論

- 令和8年2月18日、第9回国際標準戦略部会を開催。
- 内閣府における「新たな国際標準戦略」に関する取組状況を報告し、意見交換を実施。主な意見は以下のとおり。

- 「新たな国際標準戦略」における重要・戦略領域は、現在議論している第7期科学技術イノベーション基本計画における重要技術領域や、成長戦略における戦略17分野とも重なるところが多く、技術・成長・標準の一体化が進んでいる。今後、新技術立国の観点を含め、政策立案の段階から関係者間でコミュニケーションをとりながら推進していくことが重要。
- 日本の安全規制が性能規定ではなく厳格な技術仕様のため、インフラの分野では、「死の谷」を超えることが難しい。性能保証といった民間の取組を組み合わせることで、「死の谷」となる部分を市場化する必要。
- 標準化において、社会や産業全体の仕組みを規定する「システム」の視点が不可欠。あるべき理想のシステムのアーキテクチャを描いた上で、interoperabilityを念頭に、あらゆる領域を繋ぐ発想が必要。
- 医療機器の分野においては適合性評価が重視されているが、ルールを自ら作るという意識は弱い。ルールを作るという意識を企業が持つため、現場で標準化を促す人材の育成が重要。
- 標準はイノベーションの出口戦略であるが、上流に遡っていく取組、すなわち社会実装の段階において措置するのではなく、研究開発の段階から標準の活用を念頭においた対応が必要。
- 国際標準に係る官民ハイレベルフォーラムや国際標準戦略部会では、国際標準化の最前線の声を拾える体制が必要。
- デジタル・AI分野において、海外の動きは非常に速い。モニタリングだけでなく、民間がすべきアクションの明確化を。一方、AI分野における規制・標準・認証の一体化は欧州でも苦戦し対応が遅延。日本で議論を行う際には、運用面を見据えて早めに民間も巻き込んで議論を行うべき。
- 様々な国が多様なルール形成に動いており、リアクティブな対応だと右往左往する。我が国としての仮説を持つべき。一方、全体像からアクションを導くのは時間を要するので、Player driven、あるいは日本が光る部分に注力すべき。その上で、戦略や計画を作るに当たり、マーケティングの発想で海外にアピールすべき。
- ハイレベルフォーラムは金融の規制側（金融庁）だけでなく使う側（金融機関）も入れるべき。

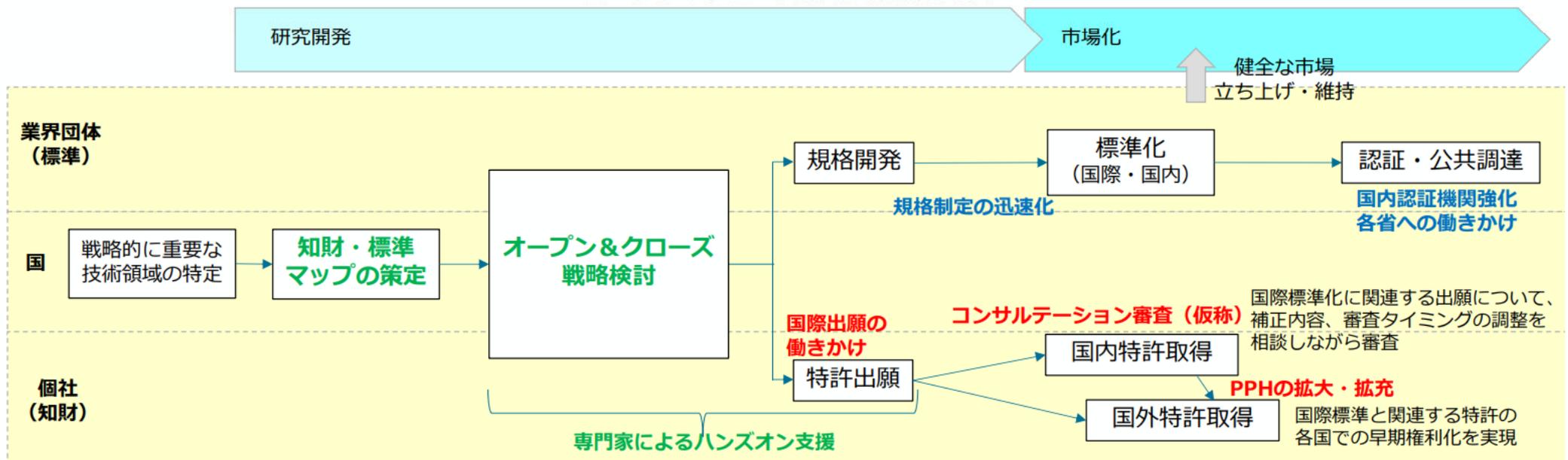
(参考) 標準と特許の連携について①

オープン&クローズ戦略支援：取組の方向性

- 先端技術の市場化に向けて、研究開発段階から知財・標準化の取組を進めておく必要あり。一方、技術・市場が未成熟で技術優位性が未特定である場合、事業者は標準化の議論を他者に委ねて自身は「待ち」の姿勢となりやすい。
- このため、政府が積極的に関与して、**知財・標準・市場情報等の分析**とそれに基づく**オープン&クローズ戦略の検討・実施**、**国際出願の働きかけ**、**標準開発に合わせた特許審査**、**PPH^(※)の拡大・拡充**を通じた標準関連**特許の各国での早期権利化**、**市場化のタイミングに合わせた規格発行**、**認証・公共調達による規格活用**などを進めることにより、市場の立ち上げ・獲得・維持を目指していく。

※特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)：国内審査結果を活用し、海外で早期に特許審査を受けられる仕組み。

オープン&クローズ戦略支援の方向性



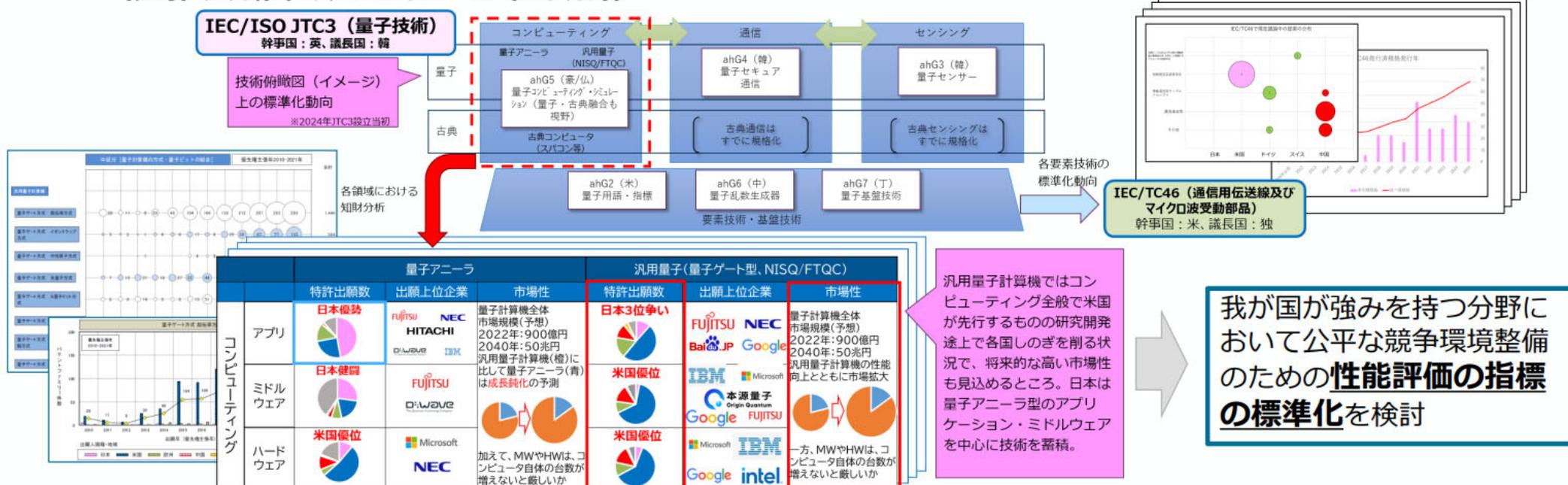
(出典) 経済産業省 第10回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 イノベーション小委員会
資料3「国家戦略技術領域に係る一貫通貫支援の推進に向けて」(2025年12月8日)から抜粋

(参考) 標準と特許の連携について②

オープン&クローズ戦略支援：知財標準マップ

- 市場の立ち上げ・獲得に向けては、知財・標準・市場情報等の分析に基づく戦略を研究開発段階から検討する必要がある。このため、特に戦略的に重要な技術領域については、国主導で、**足下の知財（技術的強み等）、標準化、市場情報等を取りまとめた知財標準マップを策定**し、国や事業者等による知財・標準化戦略の企画立案に活用していく。
- さらに、事業者等の求めに応じて、**知財・標準に関する専門家によるハンズオン支援**（戦略検討・規格開発支援等）を行うことにより、検討の加速化・早期の標準化へ繋げていく。

(参考) 知財標準マップのイメージ（量子分野）



(出典) 経済産業省 第10回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 イノベーション小委員会 資料3「国家戦略技術領域に係る一気通貫支援の推進に向けて」(2025年12月8日) から抜粋

-
1. 知財・無形資産への投資促進による価値創造
 2. AI・デジタル時代の知的財産制度の構築
 3. 新たな国際標準戦略・ルール形成の促進
 4. **クールジャパン戦略の展開**
 5. コンテンツ戦略の推進
 6. 本日まで議論いただきたいこと

第1回構想委員会での主な御指摘事項

【KPIと進捗管理】

- クールジャパン関連産業の海外展開市場規模の進捗は、円ベースだけでなくドルベースでもモニタリングすべき。

【海外展開・海外発信】

- 化粧品・ファッション・食品などのグローバルサプライチェーンの構築が重要。
- クールジャパンの価値創造力のサステナビリティが重要であり、維持するには人材がカギ。日本文化が日本のクールジャパンを作っているため、若い人が日本文化に触れ、理解し、習得する仕組み作りを考える必要がある。

【ブランディング、異分野との連携】

- 日本の商品は日本式のブランドストーリーを構築しており、日本の商品ならではの発信に注力すべき。
- サプライチェーン全体や地元の素材を使用している化粧品やファッションブランドが連携し、地域一体となったプロモーションを行うべき。
- ファッションやビューティにもコンテンツとの連動性がほしい。
- クールジャパン官民連携プラットフォームについて、活動している人たちがより深く、広くつながれるような仕掛けを強化していくべき。

【地域における高付加価値化】

- 地方において、長期滞在のための取組や受入れ環境整備として二次交通の確保が重要であり、「交通空白」解消本部と連携すべき。
- 地域では担い手が不足している。デジタルや地域課題の解決に関心のある学生をうまく活用することによりこの課題を解決できないか。

知財計画2026に向けた意見募集で提出された主な意見

【KPIと進捗管理】

- これまでのクールジャパン戦略の成果を振り返るとともに、「新たなクールジャパン戦略」のKPIに対する達成度合いと今後の見通しを示すべき。

【コンテンツと異分野の連携】

- 料理、食、ファッション等はドラマ、マンガ、アニメ、ゲーム等の影響を受けたものも多く、相互活用してほしい。コンテンツを活かした住居やホテル、レストランが出てきてほしい。
- コンテンツを活用したゆかりの地巡り等の取組について、成功事例と課題を合わせて議論するべき。

【海外展開・海外発信】

- 化粧品産業について、幅広い事業者が海外市場に参入できるよう輸出・マーケティング支援を強化するべき。ECを含む海外販売支援等の枠組みを整備するとともに、他国の成功要因を分析し、日本の強みを活かした戦略を検討するべき。
- 放送コンテンツと日本の優れた商品やサービスの連携を政府や経済団体等が後押しし、日本全体の競争力強化を実現するべき。各地のテレビ局が制作、放送している情報番組の一部コーナーから切り出した映像を活用し、海外へ地域のグルメや文化的映像を発信するなど、地域の魅力の発信力強化に放送コンテンツを積極的に活用するべき。
- 日本ファンを増やすには日本に関心のある外国人コミュニティをどのように活用していくかが重要。
- 海外の価値観を学ぶ意味で外国人材は必要。日本のコンテンツで日本語を学んでいることが知財開発を行う外国人を呼びこむことにつながっていく。

クールジャパン関連産業の海外展開の進捗

- 知的財産推進計画2025に基づくクールジャパン関連産業の海外展開の合計は**27.1兆円**、新たなクールジャパン戦略における実績値から**8.0兆円**、**41.92%の増加**。
- 一方、**米国ドルベース**でみると、**合計は1,880億米ドル**、前回実績値から**460億米ドル**、**32.44%の増加**。

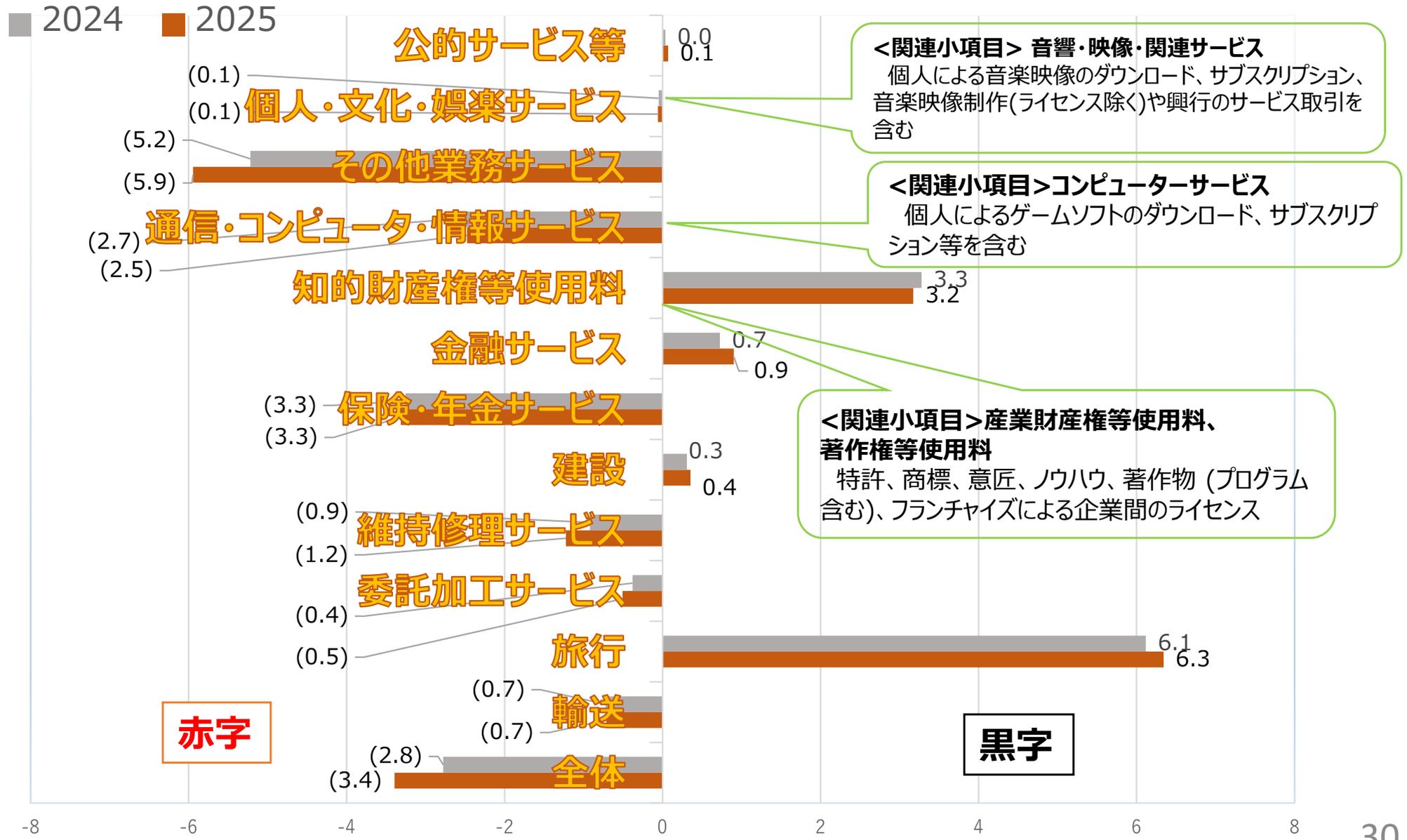
		円ベース（単位：兆円）			米国ドルベース（単位：100億米ドル(※1)）		
		知的財産推進計画 2025数値	新たなクールジャパン 戦略数値	増減率 (%)	知的財産推進計画 2025数値	新たなクールジャパン 戦略数値	増減率 (%)
コンテンツの海外展開（海外市場規模）		5.8（2023年）	4.7（2022年）	23.22	4.1（2023）	3.6（2022）	15.34
訪日外国人旅行（インバウンド）消費額		8.1（2024年）	5.3（2023年）	53.39	5.4（2024）	3.8（2023）	42.36
食	農林水産物・食品の輸出額	1.5（2024年）	1.5（2023年）	3.64	1.0（2024）	1.0（2023）	-3.81
	食品製造業の現地法人の売上高	7.3（2023年）	3.5（2022年）	109.00	5.2（2023）	2.7（2022）	95.62
ファッション	繊維品・繊維製品の輸出	1（2023年）	0.9（2022年）	2.85	0.7（2023）	0.7（2022）	-3.73
	主たるファッションメーカーの海外売上	1.8（2023年）	1.4（2022年）	26.83	1.3（2023）	1.1（2022）	18.71
化粧品	化粧品の輸出	0.6（2023年）	0.8（2022年）	-21.05	0.4（2023）	0.6（2022）	-26.09
	主たる化粧品メーカーの海外売上	1.0（2023年）	1.0(2022年)	-4.77	0.7（2023）	0.8（2022）	-10.87
合計		27.1	19.1	41.92	18.8	14.2	32.44

(※1) IMF Exchange RatesのPeriod average のレートを用い作成。1ドル = 131.50円（2022年）、140.49円（2023年）、151.37円（2024年）
[https://data.imf.org/en/Data-Explorer?datasetUrn=IMF.STA:ER\(4.0.1\)](https://data.imf.org/en/Data-Explorer?datasetUrn=IMF.STA:ER(4.0.1))

日本の国際収支から見たクールジャパン（サービス収支の中の知財・旅行収支等）

【サービスの国際収支（2024年及び2025年）の内訳（兆円）】

- サービス収支は慢性的な赤字が続き、2025年はその他業務サービスの赤字拡大もあり、全体では3兆円超の赤字。一方、知財等使用料の安定的な黒字とインバウンド拡大がサービス分野における我が国の稼ぐ力を牽引している。



(資料)「国際収支統計」(財務省) 2024年確報値と2025年速報値をもとに作成

クールジャパン関連産業の官民挙げた取組動向

- ・クールジャパン関連産業の海外展開の規模の拡大に向け、分野・産業ごとに官民で連携して取組・検討を実施。

インバウンド消費

目標

2030年までに、

- ・訪日外国人旅行消費額 15兆円
- ・訪日外国人旅行者数 6,000万人

※「明日の日本を支える観光ビジョン」

(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)

取組状況

- インバウンド市場の多様化の流れをさらに後押しするため、日本政府観光局（JNTO）を通じて、戦略的な訪日プロモーションを実施。また、地域の観光資源を活用した観光コンテンツの開発、適切な販路開拓、情報発信等の総合的な支援を行うとともに、より高単価な特別体験商品の造成を支援。
- また、国土交通省「交通空白」解消本部において、地方運輸局における伴走支援等を通じた「観光の足」の確保・充実を図り、地方誘客を推進。
- 2026年1月、国土交通省交通政策審議会観光分科会において第5次観光立国推進基本計画素案として、インバウンド受入れと住民生活の質の確保との両立や観光地・観光産業の強靱化等の方向性を取りまとめ。

明日の日本を支える観光ビジョン構想会議／観光戦略実行推進会議

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/suishintaisei/vision_koso.html

第5回 国土交通省「交通空白」解消本部資料

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001973968.pdf>

交通政策審議会 第54回観光分科会配布資料

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001973968.pdf>

農林水産物・食品

目標

2030年までに、

- ・農林水産物・食品の輸出額 5兆円
- ・食品産業の海外展開による収益額 3兆円
- ・インバウンドによる食関連消費額 4.5兆円

※食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）

取組状況

- 農林水産物・食品の輸出拡大に向け、①現地系商流への売込みの強化、②輸出産地の育成や、農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の活動支援を活用した輸出事業者の裾野の拡大、③輸出先国の多角化、④各国・地域の輸入規制の撤廃等に向けた協議の加速化を進めるとともに、輸出拡大との相乗効果を発揮すべく、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大を推進。
- 日本産酒類については、日本産酒類輸出促進コンソーシアムにおいて、専門家セミナー、事業者間のマッチング支援、海外商談会等の支援を実施。

農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（第23回）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yunyuukoku_kisei_kaigi/dai23/s_hiryu.pdf

日本産酒類輸出促進コンソーシアム

<https://sake-consortium.nta.go.jp/>

クールジャパン関連産業の官民挙げた取組動向

ファッション

目標

- ・日本ブランドの価値を高める商材・サービスを発掘・開発、または他分野連携によって付加価値を高め、新たな需要を開拓することで、
 - ①地域における「クリエイティブ産業」の創出（海外需要を取り込める市場創出）
 - ②他産業との共創も進めることで自律的なエコシステムを形成し、地域経済活性化・雇用創出等につなげる※下記に記載の「エンタメ・クリエイティブ産業政策研究会」において定性及び定量目標（市場規模等）等を検討中。

取組状況

- 2025年6月、「エンタメ・クリエイティブ産業政策研究会」において、ファッション産業全体の生産性・収益性の向上と国際競争力強化に向け、官民が連携して戦略的に取り組むため、①ファッションIPの創出、②衣料品の輸出拡大のためのブランド育成、③伝統技法と現代ファッションの融合、④デザイナーが創作に専念できるチームビルディング、⑤先端技術の積極的な導入のアクションプランを提示
- 現在、異業種連携・領域による日本のブランド価値向上、ストーリーを適切に伝えるプロデューサー人材等の最大限活用の観点から議論を継続。

エンタメ・クリエイティブ産業政策研究会
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/entertainment_creative/012.html

ビューティ

目標

- ・2033年までに、2兆円
（2025年10月、日本化粧品工業会において化粧品の輸出額を2022年の0.8兆円から2033年までに2兆円に増額させるとの意欲的な目標を公表）

取組状況

- 国産化粧品の国内外市場におけるシェア低下の状況に鑑み、民間による協調領域での取組を後押しすることを目的として、化粧品の製販企業、原料企業、OEM、Eコマース、海外展開の関係者や学識経験者、専門メディア関係者等の関係者の参画を得て、2025年12月、「化粧品産業競争力強化検討会」を立ち上げ。
- 本検討会では、日本ブランド、越境ECの活用、海外規制対応の方法、海外マーケティングのあり方、輸出促進に係る業界団体のあり方等について議論を実施。2026年4月に中間とりまとめを予定。

化粧品産業競争力強化検討会
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/cosmetic_industry/index.html

官民・異業種連携の強化

- ・クールジャパンの取組は、コンテンツ、食、インバウンド消費等様々な分野にまたがっており、関係省庁や民間企業が連携し、より相乗効果を高めて日本が持つ魅力を海外に発信することが重要。
- ・内閣府では、官民・異業種連携の強化を図る「クールジャパン官民連携プラットフォーム」(CJPF)において、優れた取組の発掘・発信や異業種間の連携促進等を実施。引き続き、在外公館の活用やメディア向けの発信を含め、積極的な発信を行っていくとともに、異業種間(コンテンツと食等)の連携促進の活動を強化していく。

発信強化

●大阪・関西万博における日本の魅力の発信 「クールジャパンショーケース アニメ・マンガツーリズムフェスティバル」

- ・2025年4月30日～5月2日、大阪・関西万博会場内EXPOメッセ「WASSE」にて、アニメ・マンガ等に見る日本の魅力や、アニメ・マンガ等のゆかりの地の魅力を世界に発信。
- ・3日間の来場者数は、15,300人。(知財事務局調べ)
- ・国内外の多数メディアにて報道。



●優良事例の表彰「CJPF AWARD」

- ・日本の魅力を世界に伝えるムービー(動画)及びプロジェクトを事業者・自治体等から募集し、表彰。海外メディア、在外公館等関係機関と連携し、発信。



【CJPF AWARD2025】



▶ 優れた取組を発掘し、関係省庁等と連携してクールジャパンの発信強化を推進。

連携促進

●CJPF総会 「クールジャパンフロンティア toward 2033」

- ・クールジャパン担い手等様々な業種間でのネットワークを構築する、CJPFの総会を開催し、約150名が参加(ハイブリッド)。
- ・城内大臣(当時)からのご挨拶をはじめ、エグゼクティブディレクター軍地氏、矢野氏からファッション、ビューティーの海外展開に向けた現状と課題とアクションに関して発信。パネルセッションでは相川七瀬氏、河森正治氏、夏野剛氏から、クールジャパンの未来 世界に響く“日本らしさとして多様性のある日本文化の重要性等について発信。



●連携促進を目的とした勉強会・交流「CJPF LAB」

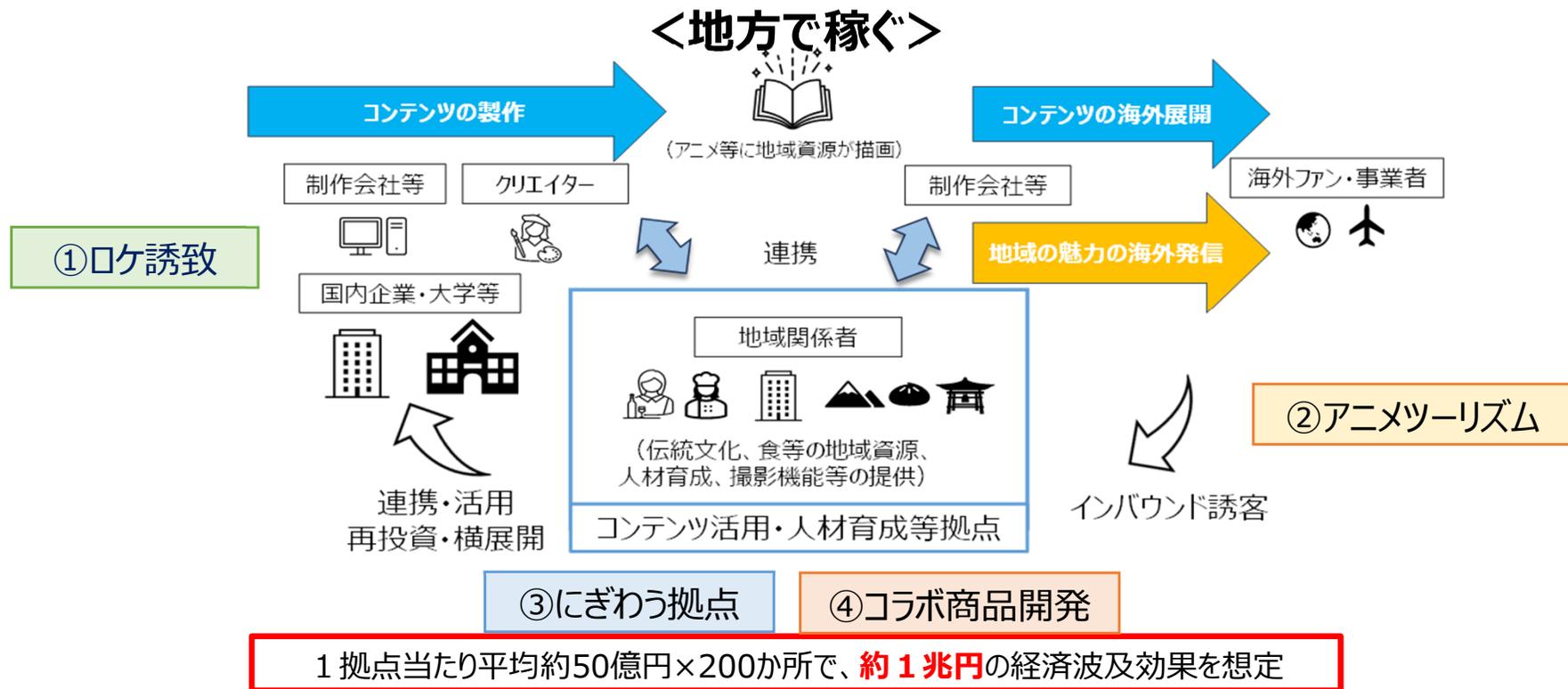
- ・CJの先駆者からのノウハウ共有等を行い、クールジャパン関係者の事業拡大や連携による新たな取組の創出推進を目的とした勉強会及び意見交換を実施。
- ・2025年12月開催の「コンテンツと異分野連携」の回では290名の参加者が登録。(2025度は計6回開催予定)



▶ コンテンツと非コンテンツの連携拡大の強化等に取り組む。

コンテンツを活用した地方創生の好循環

- コンテンツ産業と地域経済の活性化の好循環を実現するため、アニメツーリズムやロケ誘致、博物館・美術館等の拠点化、地域発のコンテンツ制作・関連商品開発やコンテンツの魅力を活かした高付加価値を生み出す拠点づくりを、関係省庁、自治体、関係経済界が連携して推進する。
- 2025年10月から12月「コンテンツ地方創生拠点」の第1弾の公募を実施し、2026年3月頃、クールジャパン戦略会議（議長：内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略））において約20か所を選定予定（2033年までに200か所選定を目指す）。



- コンテンツ地方創生拠点の選定
- 地域一体となったコンテンツ起点の取組に対する関連施策を総動員した重点支援
- 全国大での回遊促進によるオーバーツーリズム解消
- ◆ 映画・映像を活用した地方創生に向け、ロケ誘致、「ロケ地の聖地化」を推進（表彰を実施）
- ◆ 官民一体となったロケツーリズム、アニメツーリズムの推進
- ◆ 「メディア芸術ナショナルセンター」(仮称)の整備・文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げ
- ◆ 地域資源を活用した観光コンテンツの開発、適切な販路開拓、情報発信等への総合的支援
- ◆ コンテンツを活用した地方創生の実現に向けた取組への支援

-
1. 知財・無形資産への投資促進による価値創造
 2. AI・デジタル時代の知的財産制度の構築
 3. 新たな国際標準戦略・ルール形成の促進
 4. クールジャパン戦略の展開
 5. **コンテンツ戦略の推進**
 6. 本日は議論いただきたいこと

第1回構想委員会での主な御指摘事項

【コンテンツ戦略】

- 海外ビジネスを展開するマネジメント人材、コンテンツビジネスの専門人材を育成するビジネススクールが不足している。コンテンツをつくる人材だけでなく売る人材の育成にも注力すべき。
- AIで翻訳が自動化されるようになり、プロの翻訳者の仕事が減っていることから、文化ファシリテータのような取組をサポートするような仕組みを考えるべきではないか。
- 政治的要因で揺らぎやすい産業であるからこそ、文化としての日本のコンテンツの魅力を発信していくことが必要。
- コンテンツ産業において利用可能な税制支援を検討すべき。

【海賊版対策】

- CDN（コンテンツ・デリバリー・ネットワーク）対策、現地摘発、ドメイン対策の3点が重要。
- インターポールの海賊版部門に日本の常駐担当者をおくべき。
- ドメインホッピングへの対応のため、ICANNにおける働きかけ等を通してドメイン対策をさらに強化すべき。新たに発行が予定されるトップレベルドメインについても注意が必要。

知財計画2026に向けた意見募集で提出された主な意見

【コンテンツ戦略】

- 海外展開で先行する韓国や欧米諸国の映像制作事業者等とのイコールフットイングや競争と共同製作の両面において重要であり、それらの国の支援策に比肩する規模で使いやすい財政・金融・税制の支援策が求められる。
- 日本の制作会社の中には、プラットフォームから委託を受けて制作を行うケースと、自社IPを提供するケースの双方があるが、いずれも交渉力の面で課題を抱えており、国際競争力の強みが適切に評価される取引環境の整備について引き続き検討すべき。
- クリエイターへの適切な対価還元に関し、さらなる検討の前提として、分野横断型権利情報データベースの整備や、各データベースを用いて具体的にどのようなプロセスで利用許諾が得られることができるのかに関するガイドライン等、現在の対価還元の枠組みを「見える化」すべき。
- レコード演奏・伝達権を日本でも創設し、円滑な権利導入を図りながら、海外から対価還元を受けられる環境を整備することが急務である。

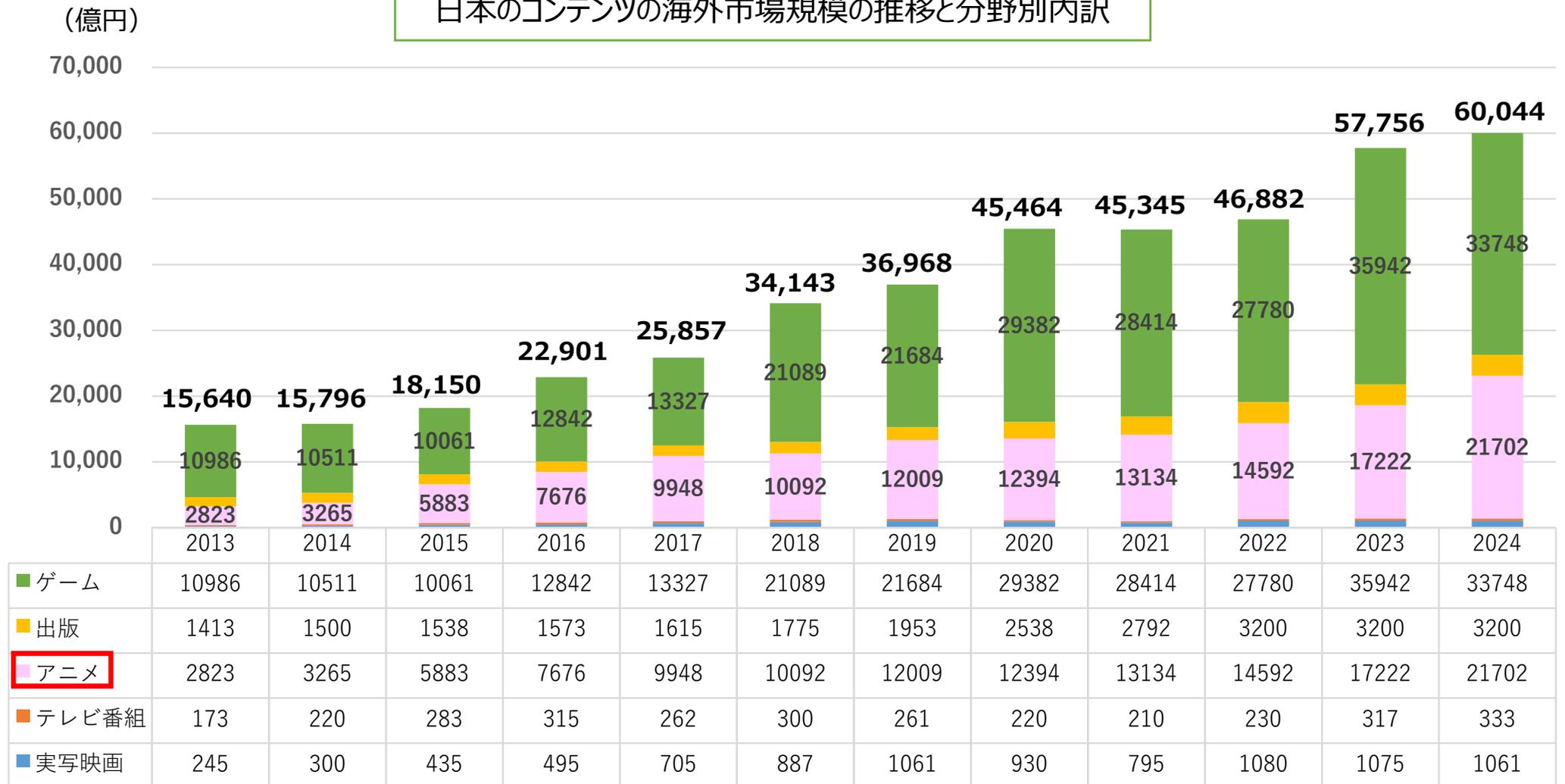
【海賊版対策】

- 出版5社マンガ海賊版サイト対策会議（JPMAC）によるICANN及びドメイン事業者への働きかけについて、各省庁と連携して取り組んでいく必要がある。
- 海外での訴訟提起や差止命令取得に向けた支援体制の整備を含め、実効的な海賊版対策に資する後押しをお願いしたい。
- 偽キャラクターグッズ対策について、民間のみでは限界のある現地での流通実態調査や、現地執行機関への取締り要請等も含め、政府による支援体制の強化を要望する。

日本のコンテンツ産業の海外展開の市場規模（推移）

- 2024年の日本のコンテンツの海外市場の規模は合計**6.0兆円**と推計。
- 特に**アニメ**が伸び、全体として前年と比べ増加となった。

日本のコンテンツの海外市場規模の推移と分野別内訳



日本成長戦略本部「危機管理投資」、「成長投資」の17の戦略分野

○ 昨年11月の第1回日本成長戦略本部において、「危機管理投資」、「成長投資」の17の戦略分野の1つとして「コンテンツ」が設定された。

1. 「危機管理投資」、「成長投資」の戦略分野

AI・半導体	内閣府特命担当大臣（人工知能戦略）/ 経済産業大臣
造船	国土交通大臣/ 内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
量子	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
合成生物学・バイオ	経済産業大臣
航空・宇宙	内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
デジタル・サイバーセキュリティ	経済産業大臣/デジタル大臣
コンテンツ	内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）
フードテック	農林水産大臣
資源・エネルギー安全保障・GX	経済産業大臣
防災・国土強靱化	国土強靱化担当大臣
創薬・先端医療	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）/ デジタル大臣
フュージョンエネルギー	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
マテリアル（重要鉱物・部素材）	経済産業大臣
港湾ロジスティクス	国土交通大臣
防衛産業	経済産業大臣/防衛大臣
情報通信	総務大臣
海洋	内閣府特命担当大臣（海洋政策）

コンテンツ産業官民協議会の体制

議長 内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）

副議長 内閣官房副長官（衆）

議長代行 内閣府知的財産戦略推進事務局長

構成員	庵野 秀明	アニメ特撮アーカイブ機構理事長 アニメーション・実写監督・プロデューサー	坂本 和隆	Netflix Entertainment Japan（同） コンテンツ部門バイスプレジデント
	石川 和子	日本動画協会理事長、 日本アニメーション（株） 代表取締役社長	辻本 春弘	コンピュータエンターテインメント協会会長 （株）カプコン代表取締役社長
	宇田川 南欧	日本eスポーツ協会理事 （株）バンダイナムコエンターテインメント 代表取締役社長	野間 省伸	デジタル出版者連盟代表理事 （株）講談社代表取締役社長
	襟川 芽衣	デジタルメディア協会副理事長 （株）コーエーテックモゲームス取締役 常務執行役員	堀木 卓也	日本民間放送連盟専務理事
	岡本 美津子	東京藝術大学大学院映像研究科教授	松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科教授
	黒崎 めぐみ	日本放送協会理事 （広報統括、人事・労務統括補佐）	松岡 宏泰	ユニジャパン理事長 東宝（株）代表取締役社長 社長執行役員
	是枝 裕和	映画監督	村松 俊亮	日本経済団体連合会クリエイティブエコノミー委員長 （株）ソニー・ミュージックエンタテインメント 代表取締役社長グループCEO
	近藤 香南子	アングルピクチャーズ（株） 現場スタッフマネージャー		

関係行政機関 総務省(局長級)、外務省(局長級)、文科省(局長級)、経産省(局長級)、公取委(審議官級)

①成長投資に関する課題

現状と課題

- 日本のコンテンツの海外市場売上の伸び率は、各分野の動向や為替の影響等により変動があるものの、2033年に海外売上高を20兆円とする政府目標との間にはギャップが存在。
- 令和7年度補正予算では、550億円を超えるコンテンツ予算を確保したものの、年間1,000億円規模以上の政府支援を通じてコンテンツ制作や流通を行う諸外国との間には引き続き差がある。

コンテンツ産業支援における各国政府予算

				
アメリカ	中国	フランス	韓国	日本
6,176億円	1,283億円	1,233億円	762億円	556億円

※556億円はR7年度補正予算における内閣府知財事務局
経産省、文化庁、総務省、外務省の経済対策支援額の合計

経済産業省文化産業創造課
第8回エンタメ・クリエイティブ産業政策研究会資料より抜粋

論点（案）

- 成長が期待されるコンテンツ分野において、官民連携による投資を増大させるため、どのようにして、**諸外国に比肩するような、大規模・長期・戦略的な支援**を進めていくか。
- 総理指示を踏まえ、分野毎に想定する海外売上やその必要な投資額について、官民で目標を設定することが重要ではないか。
- 併せて、**目標達成につながるような定量的なKPIを設定**していくべきではないか。またそのために**統計データの整備・分析が必要**ではないか。

②コンテンツ支援事業等の実施体制に関する課題

現状と課題

- 関係機関としてクリエイター支援基金を執行する日本芸術文化振興会、コンテンツビジネスの海外展開を支援する日本貿易振興機構（JETRO）、文化交流を通じて日本のコンテンツを海外に発信する国際交流基金等の独立行政法人や、横断的にコンテンツビジネスを支援する映像産業支援機構（VIPO）、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）のほか、分野毎の業界団体等が複数存在している。
- 各団体それぞれに設立した背景と目的があるため業界ごとに多数の団体が存在するのは当然のことであるが、結果的に海外展開のハブとして機能している組織が存在しない分野がある。

コンテンツ支援事業の主な執行組織と、分野ごとの業界団体

独法等 (所管省庁)	JETRO (経産省)	日本芸術文化振興会 (文化庁)	国際交流基金 (外務省)						
				【分野横断的な団体】 VIPO、CODA、DCAJ等					
				ゲーム	音楽	放送	アニメ	映画	マンガ
				CESA JOGA IGDA JESU 等	CEIPA 等	民放連 ATP BEAJ 等	日本動画協会 JAniCA NAFCA 等	UNI JAPAN 映連 映適 JFC 等	雑協 書協 電書連 ABJ JPIC 等

論点（案）

- 団体間で切磋琢磨をすることは重要である一方、**団体間が協調する取組も必要**ではないか。
- **一例として、ハブとして機能している組織が存在しない故に、海外展開や対価還元に向けた交渉、補助金の執行などが非効率になる**といった問題がないか。
- 諸外国の事例も踏まえながら、各機関の役割や事業の実施体制等を必要に応じて見直し、**より効果的な事業執行等につながるような連携を促進する**べきではないか。
- 各団体の役割分担を整理することを前提に、必要に応じて、予算やコンテンツ業界の見識を有する人員等を確保・維持するための方策についても、検討が必要ではないか。

③人材に関する課題

現状と課題

- 2033年に海外売上高を20兆円とする政府目標の達成のためには、新たな価値を創造する卓越したクリエイター、グローバル展開を支える高度専門人材、制作現場を支える中核的専門人材の質・量ともに必要。
- 制作現場の人材不足による供給制約がボトルネックとなり、我が国の強みである創造力の発揮や産業競争力の強化を阻害する懸念がある。
- 制作工程の一部を海外発注に依存することにより、技術継承や地政学的リスクの問題が懸念される。
- 具体的な目標を設定する上で、人材需要等に関する基礎データの再整理や不足しているデータの収集、分析を進めることも重要。

新たな価値を生み出す
卓越したクリエイター

作家、監督、作曲家など

グローバル展開を支える
高度専門人材

プロデューサー、編集者、渉外・法務、
など

制作実務を担う
中核的専門人材

アニメーター、CG/VFXエンジニア、
撮影・音響スタッフ、翻訳者など

論点（案）

- 戦略的に人材育成を進めるにあたって、分野ごとに今後の人材需要を明確化し、卓越したクリエイターに限らずプロデューサー等も含め、必要な人材とその規模を目標として設定していくことが必要ではないか。
- その際、分野ごとに短期的に対応すべき課題、中長期の視点で対応すべき課題、それぞれについて整理したうえで対応すべきではないか。
- 短期的には、卓越した若手クリエイターが海外で発信をする機会を広げることや、企業内や企業間で連携した人材育成の強化が必要ではないか。
- 特に中長期的な観点では、産業界のニーズを踏まえた形で、分野ごとの課題を洗い出し、必要な人材像や育成方法等について議論を深めるとともに、効果的に人材育成を進める観点から、求められるスキルの標準化、カリキュラムやプログラム等についても検討を進めていくべきではないか。また、国内に基盤を残すべき技術・技能等の明確化をする必要があるのではないか。あわせて、育成環境の整備についても検討すべきではないか。
- 人材育成と両輪で、効率化・高付加価値化を進めるための技術活用や、また人材の獲得競争の中、優秀な人材を惹きつけ、才能を活かして活躍し続けられる環境整備等も必要ではないか。

④創造活動を支える諸制度に関する課題

現状と課題

- クリエイターは発注者・メディアとの関係において劣位な立場に置かれることが多い。事前に業務内容や報酬額、支払時期などが書面等で明示されないまま業務に従事せざるを得ないという課題が存在。
- 公取委は昨年12月、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書を公表した。
- 海外プラットフォームとの間で十分な協議が行われる必要があると認識。売上の一部が、国内に還流しないことも課題。

独禁法・取適法・フリーランス法 上問題となり得る行為	違反となり得る 類型及び適用法令
不十分な取引条件の明示、明示の遅滞	<ul style="list-style-type: none"> 取引条件の明示義務（取適法、フリーランス法） 優越的地位の濫用を誘発する行為（独禁法）
著しく低い取引対価（制作委託費、報酬水準）・一方的な取引対価の設定	<ul style="list-style-type: none"> 買ったたき（取適法・フリーランス法）、協議に応じない一方的な代金決定（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
期間延長等に伴う追加制作委託費（報酬）の不払	<ul style="list-style-type: none"> 不当な給付内容の変更・やり直し等（取適法、フリーランス法） 優越的地位の濫用（独禁法）

論点（案）

- 映適（日本映画制作適正化機構）認定の拡大や、国の支援事業における映適認定等への加点または要件化等を進めることが必要ではないか。
- 取引環境において問題となり得る行為を防止するための実態調査報告書の周知や、当事者がとるべき行動に対する指針の策定が必要ではないか。（映画・アニメの制作現場における実態調査結果を踏まえた指針の策定）
- 急速に成長するアニメ産業の持続的な発展に向けて、映画業界が作成した映適取引ガイドラインを参考にしつつアニメと映画の製作の差異も踏まえながら、優れた就業環境の見える化を目的とした事業活動や作品を認定する制度の創設に向けた取組の推進（ア二適（仮称））が必要ではないか。
- 海外売上の一部が国内に還流せず、海外に流出している状況を改善するため、例えば①ライセンスビジネスから配給・卸売への業態転換や、②プラットフォームとの契約の改善・透明化が必要ではないか。
- 他産業に比べ流動的な働き方が特徴である制作現場において、特に育児をしている人の働きやすさの確保・向上のため、託児サービスの在り方や導入とその支援について検討が必要ではないか。

⑤海外展開に関する課題（コンテンツの海外における提供）

現状と課題

- 諸外国が多額の政府資金を投資して質の高いコンテンツを市場に投入する国際競争環境の下、ハイリスクという事業特性のために過小投資になりやすく日本の優位性が失われるリスクがある。
- 日本発コンテンツを世界中に届ける国際流通機能を強化するとともに、世界的な大ヒットを目指す大規模コンテンツの制作の推進、日本発コンテンツでまとまった海外展開の支援、世界水準の製作力を得るためのロケ誘致や、開発プラットフォームの構築強化等に取り組むことが必要である。
- 音楽分野において、我が国にはレコード演奏・伝達権が導入されておらず、日本の音楽の海外展開や実演家等への対価還元が課題がある。

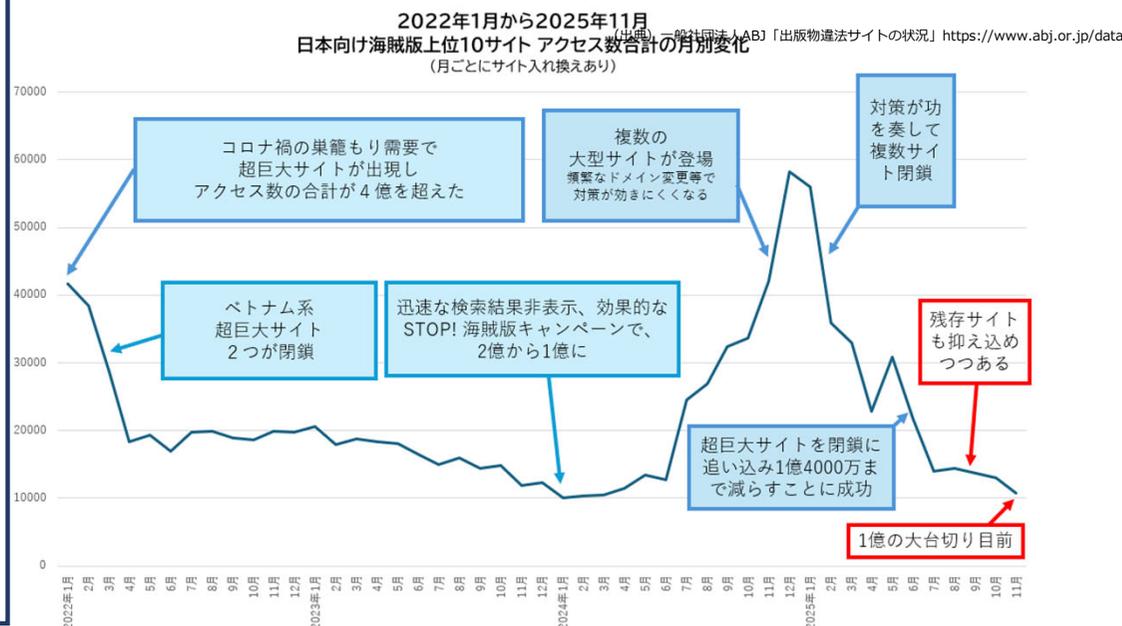
論点（案）

- 我が国企業が参画するコンテンツ・プラットフォームにおいて、外国ファンの認知の拡大や海外向けコンテンツの供給量を支援し、**日本発コンテンツの海外流通機能の強化**が必要ではないか。
- 日本発コンテンツの海外展開にあたっては、分野ごとの特性や需給を考慮しながら地域別の戦略を検討する必要があるのではないか。
- **海外で戦える大規模で高品質なコンテンツの製作支援を事業構造改革と一体的に行い**、IPや人材、デジタルに関する無形資産投資を促すことが必要ではないか。
- コンテンツ分野の**スタートアップが活躍できるエコシステムを構築**するための支援が必要ではないか。
- AIやXR等の新技術を用いた制作ツールといった**開発プラットフォームの構築の支援**が必要ではないか。
- **税制の活用**を通じて世界水準のコンテンツを生み出すための**研究開発や設備投資を促す**ことが必要ではないか。
- 国が主導したり、複数社が連携したりして行う**国際映画祭、アニメ・ゲーム展示会等でのプロモーションを推進**することが必要ではないか。
- IPの源泉となっているマンガの海外発信を推進するため、産官学が連携したコンソーシアムの創出等が必要ではないか。
- コンテンツの文化としての価値を高めるメディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想を推進すべきではないか。
- レコード演奏・伝達権の導入について検討を進めることが必要ではないか。
- 大型映画を撮影するハリウッド等の制作会社の、日本での**ロケ撮影の誘致を支援**し、ロケ支援や海外制作者との協業を通じて日本の制作者の技術力を高めることが必要ではないか。
- 海外で戦う大規模作品の製作費について民間での資金調達を促進するため政府として資金調達環境整備が必要であるとの見解について、どう考えるか。

⑤海外展開に関する課題（海賊版対策）

現状と課題

- 民間においては、マンガの海賊版サイトをめぐり、大手出版社4社がクラウドフレア社に対して起こした訴訟は、昨年11月、東京地裁が同社の著作権侵害の幫助を認め、総額約5億円の賠償を命じた。
- 訴訟等を通じて、被害額1,249億円相当の外国の海賊版サイト（映像、出版、ゲーム、音楽）を閉鎖に追い込んでいるが、近年被害額は拡大の一途を辿っている。
- 2024年の全国の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は3万3千件を超え、過去最多を更新。
- 日本向け出版物海賊版上位10サイトアクセス数合計は、依然として高水準であり、予断を許さない状況にある。



論点（案）

- 海外発の海賊版被害等に対応するため現地での啓発、国別対策の強化、公安当局を含む国際連携・執行等の強化（国際著作権コンソーシアムの創設も含む）、権利者による権利行使の支援や、正規版流通促進（配信・流通プラットフォームの拡大や翻訳人材の育成の支援を含む。）に官民一体となって取り組むことが必要ではないか。
- 国外の海賊版サイト等による侵害実態の把握を踏まえて、効率的・効果的な対策とするために、AI等の技術を活用し、どのような取組を進めるべきか。
- 海外事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品が税関による取締りの対象となった2022年改正商標法・関税法等を踏まえた関係府省等の連携による模倣品・海賊版に対する厳正な水際取締りの実施が必要ではないか。

-
1. 知財・無形資産への投資促進による価値創造
 2. AI・デジタル時代の知的財産制度の構築
 3. 新たな国際標準戦略・ルール形成の促進
 4. クールジャパン戦略の展開
 5. コンテンツ戦略の推進
 6. **本日は議論いただきたいこと**

本日も議論いただきたいこと

<知財・無形資産への投資促進について>

- 経営層への知財・無形資産経営の浸透のため、さらなる取組として、どのようなものがあるか。
- 侵害抑止に向けた環境整備の一つの手段としても、知財・無形資産経営の浸透が重要ではないか。
- 国等が支援する研究開発プロジェクト（国プロ）において、プロジェクトの初期段階からの知財マネジメントの強化が重要ではないか。また、そのためにどのような取組を進めていくべきか。

<生成AIのプリンシプルコードについて>

- パブリックコメントの結果を踏まえ、引き続き丁寧に調整を行いつつ、AIガバナンスの構築を進めていくことが必要ではないか。

<国際標準戦略について>

- 経営戦略において、標準と知財、R&Dを一体的に推進するためにどのような取組から取り組むべきか。
- 成長戦略の戦略17分野において国際標準を適切にビルドインするためにはどのような取組が有効か。

<クールジャパン戦略について>

- インバウンドから輸出拡大につなげるため、コンテンツ・食・インバウンドなどの異業種間の連携、海外への発信強化、関係機関の連携強化に向け、どのような取組を進めていくべきか。また、グローバルサプライチェーンの強化に向け、どのような取組を進めていくべきか。
- 受入れ体制の質と量をともに高めていくため、二次交通や宿泊を含め、地方誘客に向けた課題解決のため、どのような取組を進めていくべきか。

<コンテンツ戦略について>

- 成長戦略におけるロードマップの策定と並行して、海外へのビジネス展開力の向上、デジタル・ビジネスに対応した構造改革の推進、コンテンツ産業を支える人材強化、海賊版対策の強化、デジタルアーカイブの推進等の観点から、どのような点を掘り下げて検討していくべきか。

<知財計画2026に向けて追加で議論・検討すべき項目について>

- 上記に加えて、**知財計画2026の策定に向けて、議論すべき重要な項目・論点**があればご意見をいただきたい。